

青森県告示第五百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

社会福祉法人 栄会	三沢市大町二丁目六の二七	短期入所生活介護	松原ぬくもりの家	三沢市松原町一丁目三一の三七	平成二十三年六月十日
社会福祉法人 栄会	三沢市大町二丁目六の二七	短期入所生活介護	松原ぬくもりの家	三沢市松原町一丁目三一の三七	平成二十三年六月十日

指定介護療養型医療施設の開設	名称又は氏名	所在地又は住所	名称	所在地	指定年月日
医療法人丸山会	青森市大字諏訪沢字丸山六六の一	二ツク	青森市大字諏訪沢字丸山六六の一	平成二十三年六月十日	平成二十三年六月十日

青森県告示第五百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条第十第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
有限会社協栄会	青森市造道三丁目二一の二二	桃源	介護予防	青森市造道三丁目一四の一八	平成二十三年六月十日

青森県告示第五百十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

社会福祉法人 栄会	三沢市大町二丁目六の二七	介護予防生活介護	松原ぬくもりの家	三沢市松原町一丁目三一の三七	平成二十三年六月十日
-----------	--------------	----------	----------	----------------	------------

名称	所在地	指定年月日
弘前調剤センター	弘前市大字北横町一九の一	平成二十三年六月十日

青森県告示第五百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人 清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	清岳園	施設入所支援	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	平成二十三年六月十日

社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	生活介護	清岳園	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	"
社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	短期入所	清岳園	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	"
社会福祉法人俊公会	八戸市大字市川一丁目字尻引前山三の二二五	居宅介護	パーソナルハナ	三沢市鹿中四丁目一四五の六八	"

青森県告示第五百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
清岳園	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の七	平成三・六・一

青森県告示第五百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 す る 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
名 称 所 在 地			

當麻 景章	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科（呼吸器機能障害）	平成三・六・一
安藤 敏典	国民健康保険五戸総合病院	三戸郡五戸町字沢向一七の三	外科（直腸機能障害）、小腸機能障害	"

青森県告示第五百二十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（精密地形調査）
- 二 作業期間
平成二十一年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森市
五所川原市
東津軽郡平内町、蓬田村、外ヶ浜町
北津軽郡中泊町
上北郡野辺地町、七戸町

青森県告示第五百二十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
南部町
- 二 測量の種類
公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
南部町全域

青森県告示第五百二十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
階上町
- 二 測量の種類
公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十二年七月十五日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
階上町全域

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 千代谷建設
- 二 氏名 千代谷 定信
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字中野字堤ヶ沢五の二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇四三八号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築・大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年四月三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社光栄社
- 二 代表者の氏名 降旗 正泰
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七三の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二二四六号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マルイシ工業
- 二 代表者の氏名 石郷岡 喜代勝
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北二丁目六の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四一〇三号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ニシキデザイン
- 二 代表者の氏名 星野 豊
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市白山台二丁目一の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第三〇〇四六〇号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月九日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十二年十二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社岬建設
- 二 代表者の氏名 安ヶ平 実
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀台七丁目四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第三〇〇〇三号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川端建設株式会社
- 二 代表者の氏名 川端 アイ子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市下北町二一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五七七号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

むつ市苦生町二丁目二四〇の二	位 置	二五・三三メートル	延 長	幅 員	平成 二三年 五・二六
					指 定 年 月 日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭